

台風18号の記録的豪雨による被害への早期対応に関する緊急要望

平成27年9月15日

栃木県知事 福田富一 様

9月7日に発生した台風18号は、本州の中部地方から北陸地方を縦断し、本県においても、多くの地点で降り始めからの総雨量が観測史上最大となり、関東地方初となる大雨特別警報が発令されるなど、まさに記録的な豪雨に見舞われた。

この結果、県内の広範囲で床上・床下の浸水被害が発生し、さらには住家の全半壊も発生するなど、多数の県民の方々が避難を余儀なくされ、現時点においても、日常生活に支障を来している状況にある。

また、土砂災害が多数発生し死傷者も出たほか、最大時には約100箇所で国県道が通行止めとなり、多数の河川で警戒水位を超過し護岸の崩落等が生じ、農林業においても甚大な被害が発生している状況にある。

このような中、本日、自由民主党栃木県支部連合会としては、現状を把握し今後の対策等を見定めるため、主要な被災箇所等について緊急に現地調査を実施したところであり、この調査結果等を踏まえ、今後の被災者の生活再建支援、応急措置、復旧対策等について下記のとおり緊急要望する。

記

- 1 被災者や避難者はもとより、被災地域において医療が必要な住民に対し、適切な医療の確保を行うとともに、避難所等における生活環境の確保を行うこと。
- 2 住家の被害状況を迅速に把握した上で、国の被災者生活再建支援制度若しくは県独自の被災者生活再建支援制度を適用し、速やかに被災者の生活再建を支援すること。
- 3 浸水や土砂災害、更には道路・河川等の被災箇所については、被害拡大の防止や早期の通行確保等に向け、速やかな応急措置をとること。
- 4 道路・河川、森林・林道、農地・農業用施設、学校、社会福祉施設、水道等については、被災箇所の詳細な状況を把握した上で、迅速な復旧を図ること。特に、農地・農業用施設の復旧にあたっては、農家負担の軽減に努めること。
- 5 今回の災害は、広範かつ甚大であることから、早期に激甚災害として指定が受けられるよう国に強く要請するなど、災害復旧事業の実施に十分な財源を確保すること。

- 6 被災地域の市町村に対しては、災害復旧等の技術的支援はもとより、災害廃棄物の処理に係る費用の全額国庫負担を国に要望するなど、適時適切に支援すること。
- 7 栃木県農漁業災害特別措置条例を速やかに適用して被災農家を支援するとともに、いちご等の農業用施設の再建・修繕等や農作物の種苗等の確保など、農林業の再建支援を行うこと。
- 8 被災した中小企業の事業再開に向けた施設・設備等の復旧に対し、適切な支援を行うこと。
- 9 数十年に一度の大雨災害に見舞われた今回、治水施設の重要性を改めて認識したところであり、思川開発事業の早期完成を国に強く求めるなど、治水機能の充実を図ること。
- 10 災害復旧事業等を実施するにあたっては、国や市町はもとより、建設業団体や農業団体等の関係機関と緊密に連携しながら、機動的かつ効果的な対応を図ること。
- 11 今回の災害に係る被災者支援、公共施設の復旧等を、迅速かつ効率的・効果的に進めるためにも、これらに必要な補正予算の計上について、早期に対応すること。

以上